

令和 5 年度

子どもの権利擁護委員制度

子ども相談室「めぐろ はあと ネット」

事業報告書



令和 6 年 8 月

目黒区子どもの権利擁護委員

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 はじめに | 2 |
| 2 目黒区子ども権利擁護委員制度 | |
| (1) 権利擁護委員制度 | 4 |
| (2) 体制 | 5 |
| (3) 相談方法 | 6 |
| (4) 相談対象者 | 6 |
| (5) 相談日及び相談時間 | 6 |
| (6) 調査・申立て | 7 |
| (7) 権利擁護委員名簿 | 8 |
| 3 子どもの権利擁護委員として活動を振り返って | |
| 「子どもに関する問題を考える際の留意点について」 | |
| 相原 佳子 | 9 |
| 「支えるということ」 | |
| 米田 弘枝 | 12 |
| 4 令和5年度子どもの権利擁護委員制度活動状況 | |
| (1) 相談の受付状況 | 14 |
| (2) 相談員による対応（他機関への連絡） | 16 |
| (3) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況 | 16 |
| (4) 次年度に向けての活動 | 17 |
| (5) 相談員による電話相談等の実施状況数 | 18 |
| (6) 相談員による対応 他機関への連絡数 | 19 |
| (7) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況数 | 20 |
| (8) 令和5年度申立て案件概要 | 21 |
| (9) 相談事例 | 25 |
| (10) 啓発活動 | 30 |
| 参考資料 | |
| 目黒区子どもの権利擁護専門相談事業実施要綱 | 35 |
| 5 あとがき | 39 |

1 はじめに

目黒区では、平成 17 年 12 月に子どもたちが元気にいきいきと過ごすことのできるまちを目指し「目黒区子ども条例」を制定し、「子どもの権利擁護委員制度」のもと、子どもたちを権利侵害から守るために、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を設置しました。以後、子どもの気持ちに寄り添い、一緒に考えることで問題解決に取り組んでいます。

令和 5 年度の総相談件数は令和 4 年度からおよそ 60 件程度増加しましたが、子どもからの相談件数は減少し、その反面大人からの相談が大きく増加しました。特にいじめに関する相談が増加しましたが、これは継続的かつ関係者との調整を行った相談が複数あったことに起因します。

また、令和 4 年度から継続していた申立案件が終結しました。

令和 5 年度は、子どもの人権が侵害される恐れがある場合に、保護者や教育機関、その他関係者がどこまで介入すべきか、また、適切な介入の方法は何かについて問われた年であり、子どもの権利擁護委員制度のもと運営されている本相談室にとって、改めてその存在意義を見つめ直す年となりました。

さて、皆さまは子どもを取り巻く問題の中で近年大きく取り上げられている「不登校」についてどのくらいご存知でしょうか。

文部科学省では、不登校を「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）」と定義して調査を行っています。令和 5 年度に文部科学省から出された不登校の児童生徒等への支援充実に関する通知によると、令和 4 年度の国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数は過去最多の約 29 万 9 千人となっております（新型コロナウイルス感染症の感染回避を目的とした不登校を含む）。この数値は児童生徒数全体のおよそ 5%にあたります。特に、中学生のみに着目すると、全生徒のうちおよそ 8%が不登校状態にあると推測されます。

「不登校」に至るまでには、さまざまな理由が存在します。いじめをはじめとする友人との関係や教員を含めた学校との関係を巡る問題、学業の不振、部活動等への不適應など、心身ともに成長している最中に在る子どもにとって、「不登校」はいつ誰が該当してもおかしくない問題であると考えられます。「不登校」の状態にある子どもの気持ちは、どの子どもも少なからず「心」にモヤモヤや傷を抱えているものと考えられます。そんな子どもの気持ちを、大人はなかなか想像しえないものではないでしょうか。

文部科学省ではこの不登校問題を受け、令和5年3月31日に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を取りまとめました。

「COCOLOプラン」にある通り「不登校」の問題は、学校・保護者・地域など、それぞれが単体で解決できるものではありません。学校の担任や管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者、ときには心療内科の担当医など子どもに関わるあらゆる人々が協力しながら子どもをサポートしていく必要があります。とは言え、当事者である保護者の皆様や関係者の方は、不登校のお子様を目の前にして右往左往されてしまうことと思います。

「子どもの気持ちがわからない」「家庭での子どもへのアプローチ方法をどうすればいいのか」「関係者間の調整がうまくいかない」、そんなときにはぜひ子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」にご連絡ください。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では子どもの声を代弁し、子どもにとって最も良いことは何か、「子どもの最善の利益」を考えるお手伝いをさせていただきます。

「子どもの権利」を取り巻く環境は、常に変化し続けています。私たち相談員は、それらの変化に人一倍敏感になり、「支援者」メインの考え方によることなく、権利の主体である「子ども」に寄り添う事を心がけ、一つ一つの相談に向き合っていく必要があると考えています。

本相談室は、開設から16年目を迎えました。これまでにお寄せいただいた相談を単に「前例」とすることなく、新たな知識や情報を取り込みながらも、子どもの最善の利益を実現するため、相談室の運営に邁進してまいります。

2 目黒区子ども権利擁護委員制度

(1) 権利擁護委員制度

目黒区では、平成 17 年 12 月に、子どもたちが元気にいきいきと過ごすことのできるまちを目指し、「目黒区子ども条例」を施行しました。さらに、子どもをいじめや差別・暴力等の権利侵害から守る仕組みとして、目黒区では平成 20 年 1 月に「目黒区子ども条例」のもと、子どもの権利擁護委員制度を設置しました。子どもの権利擁護委員制度では、子どもにとっての最善の利益を実現するために、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を運営しています。

◆目黒区子ども条例◆

第十六条 子どもの権利擁護委員の設置など

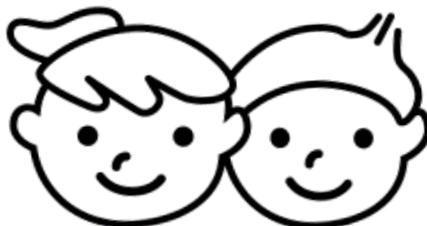
区長は、子どもの権利侵害について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するため、目黒区子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を設置します。

第十七条 委員の仕事

委員は、次の仕事を行います。

- 一 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その解決のために助言や支援などを行うこと。
- 二 権利侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 権利侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 調査や調整の結果、子どもの成長や人格形成に影響を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、その影響度に応じ、意見の表明又は改善の要請を行うこと。
- 五 改善の要請を受けたものに対して、改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

～ 条例抜粋 ～



(2) 体制

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもや保護者および、関係者からの子どもに関わる相談をフリーダイヤルで受け付けています。体制は専門相談員1名・相談員1名の2名（以下、相談員と言う）と、事務局係長1名・職員1名の4名です。

相談には電話で話を聴かせていただく相談、来所いただき直接話を聴かせていただく相談、オンライン画面を通して行う相談の3つがあります。何れの相談も子どもの心理に詳しい者が十分に話を聴き一緒に考え、アドバイスをしています。

また、子どもの権利侵害だと思われる場合や、相談者である子どもや保護者、関係者が権利擁護委員との面談を希望される場合には、権利擁護委員面談につながります。その中で、子どもたちの想いを受けとめ、権利侵害が疑われる場合には、解決に向けた対応を行います。緊急性や相談者の意向を踏まえ、必要に応じて関係機関と連絡をとり、より専門的なサポートが受けられる他の支援機関への紹介も行います。

いずれにしても、相談室として、子ども自らが安心して話ができること、保護者が気軽に相談できること、子どもに関係する人が誰でもためらうことなく連絡してくることができることを常に心がけています。

子どもの権利擁護という言葉が聞かれると、難しく思われ、生活の中で身近に感じられることが少ないかもしれません。“子どもが自らの意思でいきいきと成長し、生活していく”姿を想像してみてください。そうすることで、子どもの権利をイメージしやすくなりませんか。

生きづらさ、生活のしづらさを抱える子どもに対して、大人が声をかけるのはとても難しいことです。

あなたの、その一言が子どものモヤモヤした気持ちを取り除けるかもしれません。

また、逆に、あなたの、その一言が子どもを傷つけてしまうこともあるかもしれません。どのタイミングで、どんな言葉をかけてあげたらいいか？ については、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」と一緒に考えてみませんか。



(3) 相談方法

まずは、0120-324-810 に電話をかけてください



家の電話や携帯電話からもかけられます。お金はかかりません。

名前を言わなくてもいいよ。お話ししたことは誰にも話しません。

電話をかける

あなたが困っている、悩んでいることを相談員に話してください



名前を言わなくてもいいです。お話ししたことは誰にも話しません。相談員が話を聞いて、あなたと一緒に考えます。

電話で話をする

電話で解決しない時は、面談での相談もできます



あなたが、解決のためにもっと行動を起こしたいという時には申立てをすることができます。申立てがあった場合には、必要に応じて子どもの権利擁護委員が事実を確認し、事案によっては意見表明や改善要請がなされます。

会って話をする

(4) 相談対象者

- ・ 目黒区にお住まい、または就学、勤務している 18 歳未満の方（子ども）
- ・ 目黒区にお住まい、または就学、勤務している 18 歳未満のお子様をお持ちの保護者の方や、子どもに関わりのある方（大人）

(5) 相談日及び相談時間

電話・来所相談 毎週水曜日～土曜日午前 10 時から午後 5 時まで

委員面談（予約制）月 4 回

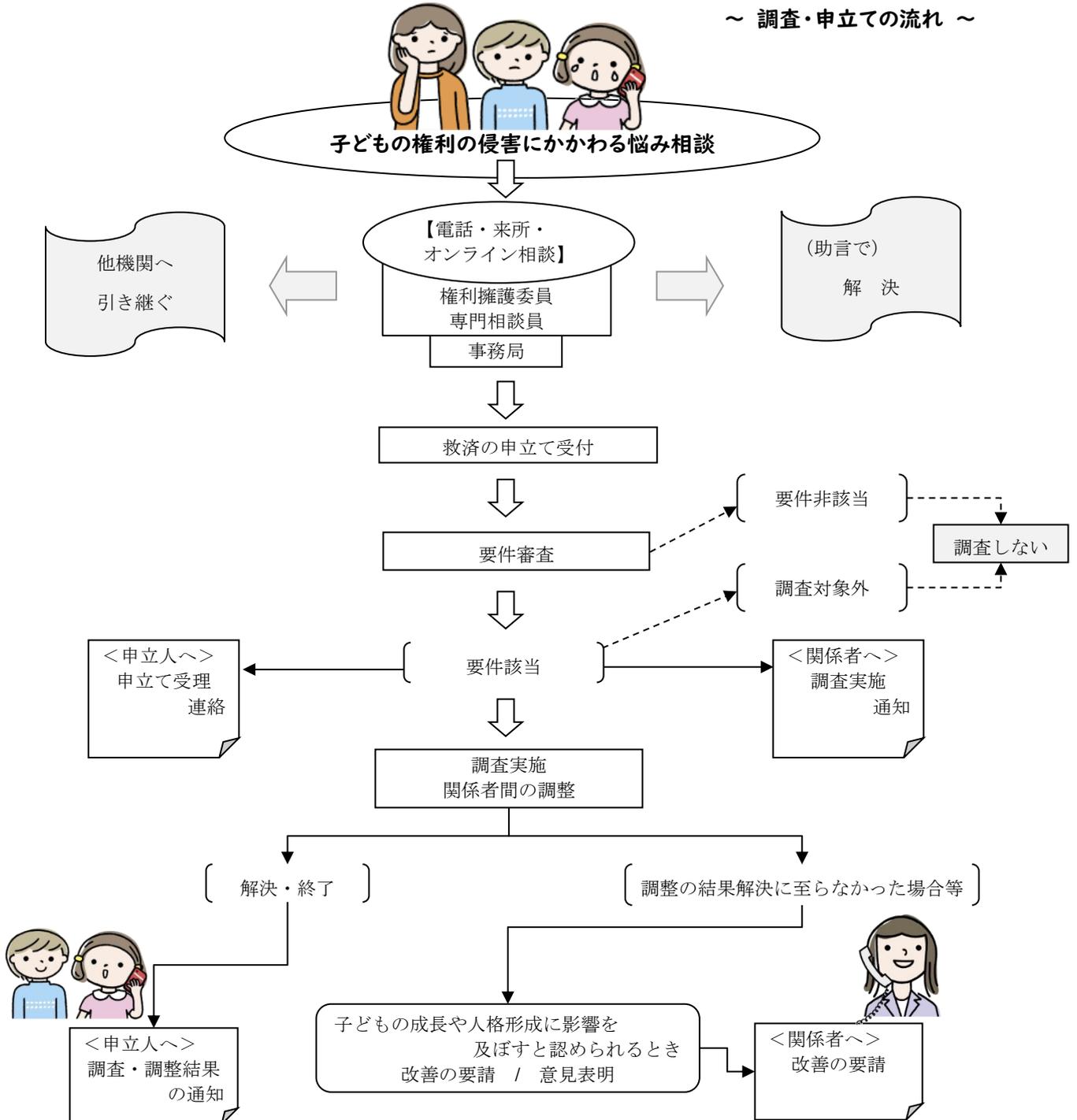
毎週水曜日～土曜日 午前 10 時から午後 4 時まで

(6) 調査・申立て

子ども相談室「めぐろ はあと ネット」では権利侵害を受けている子どもについて、子ども本人またはその関係者から救済の申立てをすることができます。権利擁護委員は、子どもの権利侵害についての事実調査や関係者間の調整を行います。また、調整がつかない等、場合によっては権利擁護委員が関係者や関係機関に対して、意見の表明や改善の要請を行うこともあります。

子どもが通常どおりの日常生活を送れるよう、問題解決に向けて取り組みます。

～ 調査・申立ての流れ ～



(7) 子どもの権利擁護委員名簿

| 氏 名 | 所属等 | 任 期 |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 相原 佳子 | 弁護士 第一東京弁護士会所属 | 令和6年1月9日 ～令和8年1月8日 |
| 米田 弘枝 | 公認心理師 元立正大学 心理学部教授 | 令和6年1月9日 ～令和8年1月8日 |

3 子どもの権利擁護委員として活動を振り返って

「子どもに関する問題を考える際の留意点について」

子どもの権利擁護委員 弁護士 相原 佳子

1 (はじめに)

事業報告書にはこれまでいろいろな視点からの意見を書く機会を与えていただきました。今回は子どもに関する問題が発生した場合の視点について、子どもの権利擁護委員として、若干の私見を述べたいと存じます（この場合の子どもに関する問題とは、いじめ問題など比較的慎重に検討すべき事案がおこった際のことを想定しています）。

なお、私は、法律職に従事しており、子どもの心理の専門家ではありませんが、弁護士となる以前には、少年たちの矯正教育に携わっていた経験から、いじめを訴える被害者側、加害者側のいずれの子どもたちと接する際においても、気を付けていただきたいことをいくつかご提示したいと思います。

2 (子どもの意向を尊重すること)

法律相談を受けたり、現在の権利擁護委員等をしている際の子どもをめぐるご相談は、保護者から寄せられることが多いです。保護者自身が問題を解決しようと努力してもうまくいかなかった、納得いかないというお気持ちでご相談されることが多いように思います。時には、保護者自身が当事者になってしまい、子どもの意向よりも保護者の意向が強く主張されていることもあります。

子どもの問題を検討する際に、まず、留意すべきことは、子どもが主役であり、どうしたいのかに耳を傾けるということです。子ども自身が疎外感を抱いてしまうと、本質的な解決に至りません。

子どもにも、年齢に応じた感情があり、意思があります。一方的に決めつけて、その意思をないがしろにすることは、結果的に子どもの成長を妨げたり、本来の意味での権利の尊重にはならないという認識はぜひ、多くの方に持っていただきたいと思うのです。

もともと、年齢にもよりますが子どもは成長過程であることから、子どもの意向を尊重するといっても、子どもの発する言葉が、本心を述べている場合もあれば、保護者や学校の職員等の顔色を見て迎合的に発言している場合もあります。どちらなのか見極めることがとても大切になりますが、迎合的な発言の場合は、それは子どもの問題というよりは、そのようにさせてしまっている大人に問題があることは強く指摘しておきたいです。

ただ、非常に重要な問題ですが、対応に苦慮する点でもありますし、本当にわからないときには、専門家等や、信頼できる関係者へのご相談することをおすす

めします。

3 事案への取り組み（教育的な配慮他について）

（1）（視点）

いじめ問題を始めとする教育的な配慮を必要とする事案が発生した場合は民事・刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事案の全容解明や、その解決への対処、再発防止、さらには教育的な視点を持つことが求められます。

（2）（事案解明のための取り組みについて）

事案の全容解明のための事実を確認し、必要に応じて支援や指導等の措置を行うことが求められます。特に、子どもの問題全般にかかわる事であるが、当該個人だけの問題ではなく、環境、背景、関係者、情報共有の経緯等全般を見ていく必要があるものと考えられます。

まず、事情を聴くことが出来る関係者は誰なのか、さらには、事情を聴く際の配慮、主観や客観的な事情、複数の当事者から聞く場合には、話を合わせようとしていないのかどうか、責任転嫁をしていないのか、誰が、いつ、どこでという事実のみならず、その気持ちを丁寧に聞いていくことが必要です。

そして、正確な記録を残し、関係者で共有する必要があります。

特に事情を聴く際には事前の信頼関係が醸成されていることが肝要です。一方的な責任追及であると受け止められた場合には、批判されていることを回避したいという心理が生まれ、自らの記憶よりも、どのように答えると責任を回避できるか、また、この場を早く逃れることが出来るかという気持ちになり、事実の解明ではなく、むしろ、問題を混迷させ、教育的な対応を困難とってしまう危険性があるのです。

（3）（具体的な聞き方）

子どもたちから話を聞く場合、具体的には、話を聞く場所、時間帯、話を聞く担当者の数、保護者に立ち会ってもらうべき案件かどうか等に留意が必要です。

事実を確認しようとする場面であれば、そのことを丁寧に最初に説明すべきです。途中で、指導の必要性を感じる時があるかもしれません。それを絶対にしてはならないということではありませんが、子どもの生育歴等から、大人を信じることができない場合には、意図的に反抗的かつ人を怒らせるような反応をすることによって、相手を試していることもありえます。

子どもの問題に限りませんが、冷静に事実を聞き取って、相手にその事実を反芻してもらおうということについて、心理師の専門家等のスキルを学ぶことも大切であると思います。

4 最後に（児童福祉法や子どもの権利に関する条例の考え方について）

児童福祉法とは、すべての児童が良好な環境で、心身ともに健やかに育成されることを目的として法律として制定されています。

子どもの養育にかかわる職務を担当するものは、すべて児童福祉法や子どもの権利に関する関係法令を遵守すべきです。何も難しいことがそこに記載されているわけではありません。常識的に考えて、子どもの心情に配慮し、教育的な観点から、説明の仕方、問いただす際の言葉について適切な言葉を使うべきであるということです。子どもの年齢や環境、そして、当該の場所（公的な場所か、子ども同士が遊んでいるような場所かでも異なってくることはありうるが）に応じた、子どもが理解できる言葉や説明を必要とするということなのです。

子どもに向けた問題が生じたとき、子どもの養育にかかわる業務担当者が求められる内容を十分理解して、是非、子どもたちが健全に養育されるよう、多くの方のご尽力を期待したいと思います。



「支えるということ」

子どもの権利擁護委員 公認心理師 米田 弘枝

昨年度もいじめなど学校生活に関わる相談が多かったが、社会に目を向けると、あちこちで、パワハラやセクハラが取りざたされ、組織の長が謝罪したり辞任したり発言を撤回する場面を見る機会が増えてきた。このような被害が明るみになるまでには、被害者がまず、心身の苦痛を感じ、「これは問題だ」と意識することから始まり、次にその問題に責任をもつ先生や上司や機関に相談したときに、相談を受けた人や機関が、被害者の声をしっかり受け止めて、内容を適切に判断し、安全を守りながら問題解決のために行動するという長い道のりがある。いくら訴えても何も対応してもらえなかったり、途中でみ消されたり、逆に被害者が非難されて責められる構図はいまだに根強くはびこっている。

「長いものには巻かれろ」ということなのか、犯罪被害者であっても、「被害にあった人が悪い、怒らせるようなことをしたのだろう、そんなところにあんな時間に近づかない」などと加害者ではなく被害者を責める場面を目にすることも少なくない。

支援者や社会からの不適切な言動は、二次被害とよばれている。理不尽な出来事であっても、巻き込まれることはとても怖いので、被害者側に落ち度があったと思うことによって、自分の身を守ろうとするのかもしれないし、偏見や誤解などによる場合もある。

しかし、被害者を責めるということは加害者を正当化していることに気づかなければならない。

被害にあった人は心身の苦痛に加え、訴えたことに対して非難されるという二重の苦しみを受けることになる。非難されると、自分が悪かったのかなと自信を喪失しがちである。打ちひしがれた状態から、その問題を社会に向けて発信し、加害者にその問題を突き付けて、改善を図るところまでたどり着くには、大変なエネルギーが必要である。

このような構造を考えると、伴走者としての支援者の役割が見えてくるのではないかと思う。

悲嘆に暮れている人を前にしたとき、私たちは、つい、相手の苦しみを軽減したいと思い何か気の利いたアドバイスをしなければと考え、「そんな風に考えてはいけない」とか、「あなたよりもっとひどい人がいる、それに比べるとまだましな方だ」と比較したり、「誰にでも辛いことはあるのだから負けないで頑張ろう」などと言いたくなるかもしれない。改めて見直すと、相手のためと思った言葉は、その人の気持ちを否定していることに気づく。自分だったらどんな言葉かけがほしいか逆に考えてみると、方向づけたり、禁止したり、指示したり、励ましたり気持ちや考えをおしつけるのではなく、「わかってほしい」のではないだろうか。気持ちがわ

かってもらえると、一人ではないと感じ、自己肯定感につながり、自分の状況をおちついて見直すことが出来るようになってくる。支えてもらっていると思えば勇気が出る。信頼感をもって問題解決のためにも歩むことができる。

権利擁護の仕事には、幅広い支援が含まれるが、こういう下支えの役割も含まれている。



4 令和 5 年度子どもの権利擁護委員制度活動状況

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、目黒区で生活する子どもの権利を保障するために、日々子どもたちが抱える悩みや相談に取り組みました。子どもは大人と違い、記憶保持力・状況の理解力・表現力が発達途上という面があります。よって常日頃から子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもへの聴き取りには細心の注意を払うよう心がけています。また、子どもの言い分と子どもを取り巻く環境によるその言い分が異なる場合には、権利主体である子どもの立場になり、問題解決につとめました。子ども主体と言うと、子どもの「わがまま」や「甘え」を助長させることと考えられがちですが、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもが自分らしく毎日を過ごせることを目指す支援をしました。

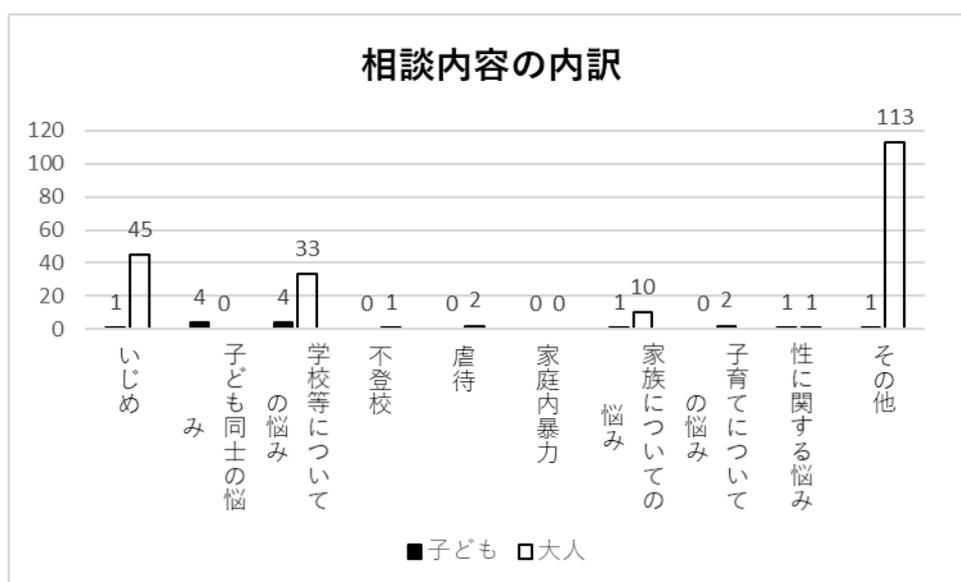
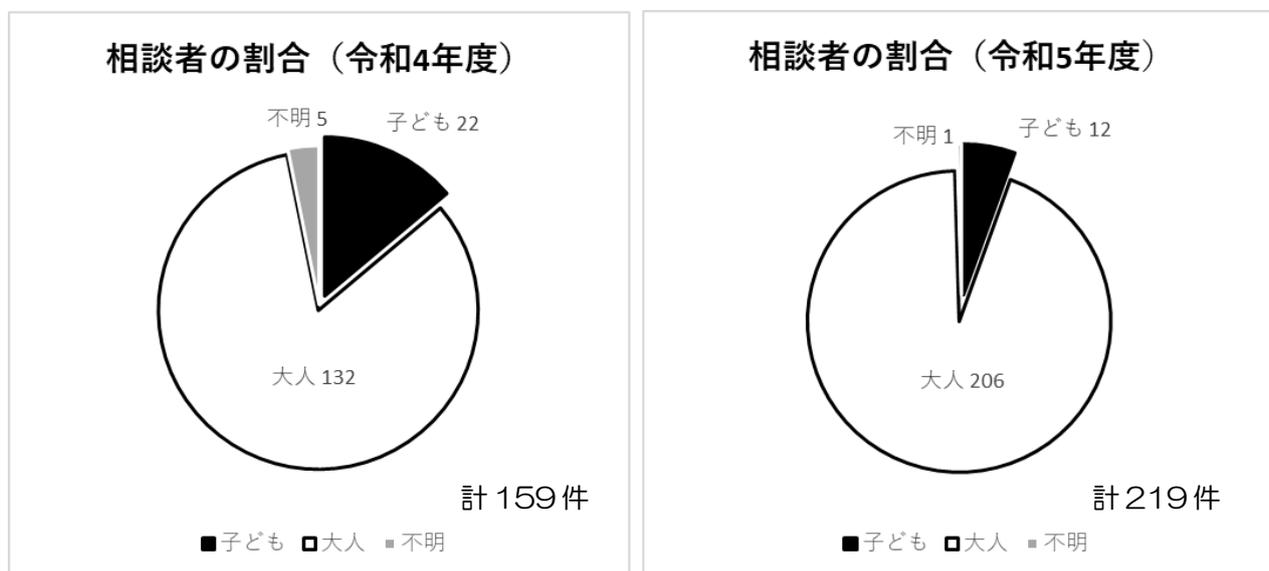
また、子どもの権利についての相談でない場合にも、相談者の気持ちを受け止め、その相談内容にふさわしい相談機関を紹介し、相談者の気持ちに寄り添った対応をするように心がけました。

以下のとおり、令和 5 年度の子どもの権利擁護委員制度活動状況について報告します。

(1) 相談の受付状況

令和5年度は、合計で219件の相談電話等がありました。令和4年度は159件でした。相談者の割合は、子どもは12件で、全体の5%、大人は207件で、全体の94.5%でした。令和4年度は、子どもは22件で、全体の13.8%、大人は137件で、全体の86%でした。電話相談等件数は、60件増加しました。令和4年に受理した申立て3件が継続調査中であり、申立者とのやりとりが頻回にあったことに起因します。

また、令和4年度より試験的に実施した公立の中学2年生に限定したチラシを、令和5年度は中学全学年に配布(3回)しました。チラシ自体の評判は良かったですが、相談件数につなげることはできませんでした。



ア 子どもからの相談

子どもからの相談内容として顕著だったものは、学校等についての悩み、子ども同士の悩みでした。学校等についての悩みは「先生がえこひいきをす、私達のことをよく思っていない」「先生は女子のグループに目をつけていて、解散をさせようとしている」と言った担任指導に関する相談が小学生からありました。区立小学校・中学校の児童・生徒全員にカードを配布した直後であり、学校生活での困りごととして複数名の女子児童からかわるがわる相談が入りました。また、子ども同士の悩みは「クラスに好きな子がいる、どうお話しすればいい?」「友人から、自分のことは忘れて欲しいと言われている。でも仲直りがしたい」と言った相談が小学生、中学生から入りました。いずれも、相談者である子どもの話をしっかり聴き、子ども自身で答えが導き出せるように寄り添った支援をしました。

イ 大人からの相談

大人からの相談として顕著だったものは、申立てやいじめ、学校トラブルについての悩みでした。内容としては、申立てに関連することが相談件数として多く、次にいじめ、学校トラブルに関するものでした。いずれも原因の多くは、保護者と相手方との認識の違いや、両者の説明不足による誤解によるものでした。どの場合も子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では中立の立場をとり、委員面談につなげ、相談者に寄り添い問題を整理しました。相談者に問題解決の糸口を見つけられるようにアドバイスをし、相談者が問題を抱え込まないように意識して、さまざまな機関と連携して対応しました。

家族についての悩みは、令和4年度と比べ相談数が増加しました。主な相談内容としては、離婚調停に関する事、離婚後の家族関係に関する事でした。離婚が子どもに与える影響等につき、相談者に対しわかりやすくアドバイスをしました。

(2) 相談員による対応（他機関への連絡）

令和5年度は、前年度と比べ相談員が、他機関へ連絡をする件数に大きな差は生じませんでした。令和5年度は子ども家庭支援センターへの情報連携が多くありました。

専門相談機関にとって、社会資源をどれだけ保有し活用できるのかは、重層的支援につながるものと考えています。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、さまざまな機関と連携し、相談者の問題解決をすすめています。

| 他機関への連絡件数 | | |
|---------------------|-----------|-----------|
| 機関名 | 令和4年 | 令和5年 |
| 保健予防課・碑文谷保健センター | 0 | 0 |
| 子育て支援課（ほ・ねっとひろば相談） | 9 | 2 |
| 子ども家庭支援センター | 3 | 15 |
| 児童発達支援センター | 0 | 4 |
| 区民の声課 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 3 | 7 |
| めぐろ学校サポートセンター（教育相談） | 1 | 7 |
| めぐろ学校サポートセンター（SSW） | 0 | 0 |
| 公立小・中学校 | 1 | 3 |
| 児童館 | 23 | 0 |
| 品川児童相談所 | 0 | 1 |
| 他自治体児童相談所 | 0 | 1 |
| 目黒警察署 | 0 | 1 |
| 他自治体地域包括支援センター | 0 | 1 |
| 東京弁護士会子ども相談 | 1 | 0 |
| 合計 | 41 | 42 |

(3) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況

委員活動は、弁護士と公認心理師の委員が専門性の高い知識を活かし、相談者の意向を確認しながら面談を行いました。委員と話をすることで、気持ちの整理、問題の整理につながり、前向きに問題解決をすすめていこうと考えられる相談者が多くありました。面談では、相談者の話を聴き、受け止め、適切なアドバイスを行い、必要があれば他機関を紹介することもありました。

また、1回の面談では終わらずに、解決の見通しが立つまで、継続して面談を行った相談者もいました。弁護士、公認心理師のアドバイスを聴き、今後どうしていけばいいのか、なにが必要なのか、相談者と共に考えることを大切にしました。一緒に考えながらも、相談者自身が解決への力を持てるようにしました。

加えて、本年は令和4年に受理した申立て3件が終了しました。〔P.21を参照〕

| 権利擁護委員との面談件数 | | |
|---------------|-----------|----------|
| 主たる相談内容 | 令和4年 | 令和5年 |
| いじめ | 0 | 2 |
| 子ども同士の悩み | 0 | 0 |
| 学校等についての悩み | 3 | 2 |
| 不登校 | 0 | 0 |
| 虐待や虐待につながるおそれ | 0 | 0 |
| 家庭内暴力 | 1 | 0 |
| 家族についての悩み | 3 | 4 |
| 子育てについての悩み | 0 | 0 |
| 性に関する悩み | 0 | 0 |
| その他 | 5 | 0 |
| 合計 | 12 | 8 |

| 権利擁護委員による対応 | | |
|---|------|------|
| 対応内容 | 令和4年 | 令和5年 |
| 申し立て受理 | 3 | 0 |
| 調査・調整 | 3 | 0 |
| 他機関への連絡 ・子ども家庭支援センター ・教育委員会 ・児童館 他 | 0 | 0 |

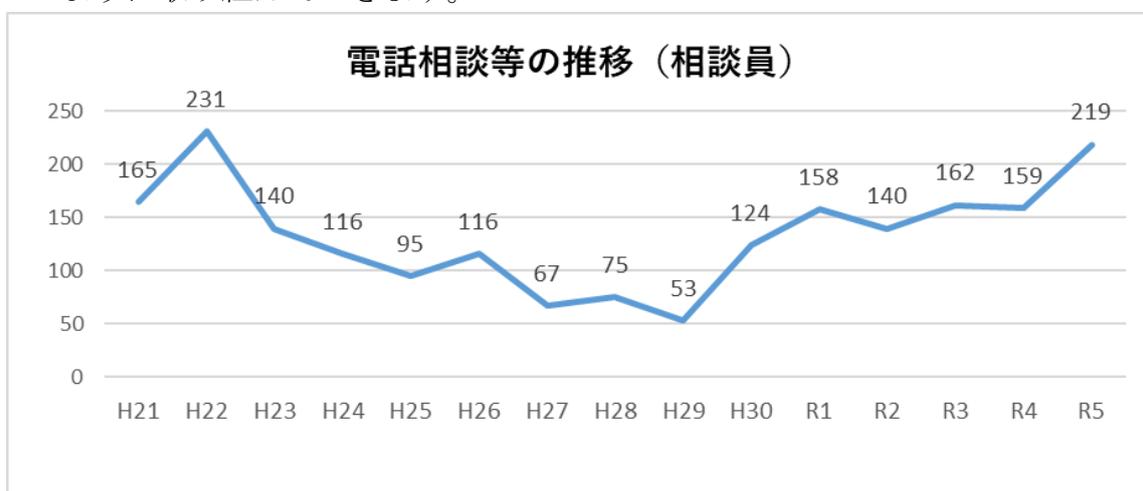
(4) 次年度に向けての課題

これまで挙げた課題に再度触れますと、子どもからの電話相談数は減少しています。また、新しい試みとして、公立の中学校の生徒全員に対して行った啓発チラシの配布については、相談数の増加につながりませんでした。新たな啓発活動について検討しつつも、今後も引き続き地道な啓発活動に取り組んでいます。

また、令和5年度は申立てを希望される案件が4件ありました。しかし、委員によるアドバイスや継続したフォローにより、結果的に相談者である保護者は関係者との調整がはかれ、申立てには至りませんでした。委員面談だけで相談を終わらせることなく、相談者の状況に合わせた形でフォローしたことが問題解決につながったと考えています。加えて、令和5年度は令和4年に受理した申立て3件が終了しました。申立て終了に約1年半の歳月を要しました。申立者の意向、相手方の状況を踏まえて、適切な調査を実施するためには致し方ない状況ではありましたが、今後は申立て案件が長期化せず、早期解決するための対応方法を検討していきたいと考えています。いずれにしても、子どもにとっての最善の利益を第一に考え、適切な調査を実施し、一日も早く子どもの日常が取り戻せるよう努めます。

近年の相談状況を鑑みても、次年度以降、相談内容は多様化することが予想されます。私たち相談員は、現状に満足せず、日々子どもたちのために何ができるかを考え、どんな相談内容であっても受け止められる力を蓄えていきたいと考えています。

加えて、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」は当相談室が単体だけで動くのではなく、関係機関と連携し、相談者にとってベストな対応がとれるようにしていく必要があると思案しています。電話相談だけでなく、来所による面談、オンライン面談などそれぞれの特徴を活用し、子どもや保護者、その関係者の方にとって相談しやすい場となれるようにしていきます。今後も、目黒区における子どもの専門相談機関として子どもの権利を実現できるように取り組んでいきます。



(5) 相談員による電話相談等の実施状況数

| 主たる相談内容 | 令和5年度 | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-------------------|-----------|------------|------------------|------------|
| | 令和4年度 | | | | | | | | | | |
| | 子ども | | | | | | 大人 | | | 不明 (無言 電話) | 計 |
| | 年齢 不明 | 幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 小計 | 保護者 (親族 含む) | その他 | 小計 | | |
| いじめ | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 45 | 0 | 45 | 0 | 46 |
| | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 1 | 4 | 0 | 7 |
| 子ども同士の悩み | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 学校・幼稚園・保育園に ついての悩み | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 | 33 | 0 | 33 | 0 | 37 |
| | 0 | 0 | 6 | 1 | 0 | 7 | 21 | 0 | 21 | 0 | 28 |
| 不登校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 4 | 0 | 5 |
| 虐待や虐待につながる おそれ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 家庭内暴力 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 3 | 0 | 4 |
| 家族についての悩み | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 10 | 0 | 10 | 0 | 11 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 8 | 0 | 8 |
| 子育てについての悩み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 10 | 0 | 10 |
| 性に関する悩み | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 95 | 17 | 112 | 1 | 114 |
| | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 5 | 83 | 4 | 87 | 0 | 92 |
| 合計 | 1 | 1 | 7 | 2 | 1 | 12 | 186 | 20 | 206 | 1 | 219 |
| | 0 | 0 | 13 | 8 | 1 | 22 | 132 | 5 | 137 | 0 | 159 |

(6) 相談員による対応 他機関への連絡数

| 令和5年度 ()内は令和4年度件数 | |
|---------------------------|----------------|
| 機関名 | 件数 |
| 保健予防課・碑文谷保健センター | 0 (0) |
| 子育て支援課 (ほ・ねっとひろば相談) | 2 (9) |
| 子ども家庭支援センター | 15 (3) |
| 児童発達支援センター | 4 (0) |
| 区民の声課 | 0 (0) |
| 教育委員会 | 7 (3) |
| めぐろ学校サポートセンター (教育相談) | 7 (1) |
| めぐろ学校サポートセンター (SSW) | 0 (0) |
| 公立小・中学校 | 3 (1) |
| 児童館 | 0 (23) |
| 品川児童相談所 | 1 (0) |
| 他自治体児童相談所 | 1 (0) |
| 目黒警察署 | 1 (0) |
| 他自治体地域包括支援センター | 1 (0) |
| 東京弁護士会子ども相談 | 0 (1) |
| 合計 | 42 (41) |

(7) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況数

| 令和5年度 ()内は令和4年度件数 | |
|---------------------------|---------------|
| 主たる相談内容 | 件数 |
| いじめ | 2 (0) |
| 子ども同士の悩み | 0 (0) |
| 学校・幼稚園・保育園についての悩み | 2 (3) |
| 不登校 | 0 (0) |
| 虐待や虐待につながるおそれ | 0 (0) |
| 家庭内暴力 | 0 (1) |
| 家族についての悩み | 4 (3) |
| 子育てについての悩み | 0 (0) |
| 性に関する悩み | 0 (0) |
| その他 | 0 (5) |
| 合計 | 8 (12) |

| 令和5年度 ()内は令和4年度件数 | |
|---|--------------|
| 対応内容 | 件数 |
| 申し立て受理 | 0 (3) |
| 調査・調整 | 0 (3) |
| 他機関への連絡 子ども家庭支援センター 教育委員会 児童館 他 | 0 (0) |

(8) 令和5年度申立て案件概要

| | |
|-----------------------------|--|
| 被申立人 | 民営児童福祉施設管理会社（以下、施設管理会社）、目黒区 |
| 申立人 | 保護者 A、保護者 B、保護者 C（子ども A、B、C とも申立てにつき了解済） |
| 申立てに至る経緯 （保護者 A、B、C の主張） | <p>子ども A が児童福祉施設（以下、施設）にて球技中に球が建造物にあたり、その一部が損壊した。損壊直後に、子ども A と、一緒に球技をしていた B らは施設に対し謝罪をする。翌日、施設長から保護者 A に弁償を求める連絡が入る。保護者 A は謝罪しつつ、以前から建造物の一部（当該部分）にヒビがあったことを指摘する。施設管理会社及び施設長・職員は、保護者 A の指摘を受け、施設利用者名簿をもとにヒビを入れた行為者を探し始める。施設長・職員は利用者の子どもたちへの聞き取りの結果、ヒビを入れた当事者として子ども C（保護者 C の子ども）の名前が出たことから、施設長・職員は保護者 C と子ども C を呼び出し、建造物のヒビについて確認をする。その際、施設長・職員から子ども C に対する身体的特徴に関する言及があった。</p> <p>その後、施設から警察に建造物のヒビに関する被害届が出され、受理される。子ども A、B が保護者同伴で、警察に呼ばれ、建造物を損壊した件で聴取を受ける。その間、施設職員から児童福祉施設利用者に対し、子ども A、B、C にまつわる児童福祉施設の立ち入りに関する吹聴がなされる。約2か月後、施設管理会社は被害届を取り下げる。</p> <p>施設管理会社から子ども A、B、C の保護者に対し警察への被害届経緯に関する説明はいっさいされず。施設管理会社は保護者 A に対し、建造物の修繕を繰り返し求めた。</p> |
| 申立て概要 | 児童福祉施設建造物損壊にまつわる施設管理会社対応に関する申立て |
| 調査の結果 | <p>権利擁護委員は施設に対する調査2回、文書による確認3回、関係機関調査10回を実施した。調査の結果、本件の概要を次のとおりであったと判断した。</p> <p>①建造物の修繕について</p> <p>球技利用を認めている場において、子どもがその球技中に建造物を損壊し、謝罪をしているにもかかわらず、施設管理会社は保護者 A に建造物の修繕を求め続けた。しかし、施設管理会社が求める修繕内容について、保護者らに具体的な説明がなされていなかった。また、建築基準法に抵触するものではないものの、建造物は球技をする耐久性において適切な構造とはいえなかった。</p> <p>②安全配慮義務について</p> <p>施設管理会社及び施設は建造物にヒビが入った段階で、ヒビを認識しながら応急処置をせず、利用者である子どもに注意喚起等をしていなかった。ヒビを確認した時点で本件のような損壊が予見できなかったとしても、調査時において施設管理会社は安全配慮の措置を行わなかったことについて、何ら問題がなかったという見解を貫いていることは、子どもの安全を守るという視点が欠如している。</p> <p>③子どもに対する事情聴取について</p> <p>子ども C 及び施設利用者に対する聞き取りに際し、適切な配慮がなされていなかったことが申立者及び施設管理会社からの調査及び回答書で判明した。施設の本案聴き取り行為により、子どもの間に不快な噂が広まり、子どもがあらぬ疑いをかけられたり、名誉を傷つけられたりする事態となった。</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>施設管理会社及び施設は吹聴の事実はないと断言しているが、噂が立ったという事実が認められる中、施設として「噂が立っている」との子どもの訴えに耳を貸さない態度には問題があり、施設の思惑と異なる情報伝達があったのであれば、施設職員の発言が適当であったかを検証する必要がある。</p> <p>④子どもからの事情聴取方法について</p> <p>施設は事情を聴いた子どもに対して、「誰にも言わない」という約束をしていた。しかし、事情を聴いた子どもの名前が関係機関に伝えられたことは、子どもとの約束を破ったことになる。子どもからの聴き取りの際にはできない約束をしないという当然のルールが守られなかったと考えられる。子どもの健全育成の観点から、子どもに対する聴き取りは子どもの人権を守ることを最優先に考え細心の注意を払って慎重に行う必要があった。</p> <p>⑤警察への被害届について</p> <p>施設管理会社及び施設は建造物が損壊したことを刑事事件として警察に被害届を出した。児童福祉施設であることに思いを致すことなく、子どもたちが健全に養育されるべき存在であることへの配慮が欠如している。また、その後、被害届が取り下げられたということにつき、取り調べられた子どもたちに対し、何らの説明もなされないことは問題である。</p> |
| <p>条例上の対処</p> | <p>1 目黒区は、平成 17 年に目黒区子ども条例を制定し、その第 4 条第 3 項において、「育ち学ぶ施設は、子どもの権利を尊重し、家庭や地域と協力しながら、子どもが自ら進んで学び、成長していけるよう支援や指導に努めなければなりません」同 4 項では、「区民及び目黒区で活動を行う団体や事業者は、子どもの権利を尊重し、地域活動などを通して、子育てを支えるよう努めなければなりません」と規定している。また、同 10 条第 3 項では、「大人は、関係機関と協力して、子どもが安心できる生活を守るよう努めなければなりません」とも規定されている。この条文の「大人」には児童福祉施設も当然含まれることを十分認識すべきである。</p> <p>2 今回の事故に関する、施設管理会社及び施設の一連の対応は、前述したとおり、施設側の一方的なものであり、前述の児童福祉法、厚生労働省のガイドライン、目黒区の条例他に規定する人権の尊重、子どもの最善の利益を優先する姿勢に欠け、極めて不適切なものであったと言わざるを得ない。</p> <p>3 子どもの権利擁護委員としては、施設管理会社は本報告書に記載した各法律、条令、マニュアル等を十分に理解した上で、保護者らから求められた説明責任を果たすべきであり、また、児童福祉施設は傷ついた子どもに対して謝罪すべきとの結論に至った。</p> <p>さらに、同時に、施設管理会社は、本件施設内の建造物が損壊した事故及びその後の対応について検証し報告書を作成し、保護者、目黒区、子どもの権利擁護委員に提出することを求める。</p> <p>4 また、施設管理会社及び施設に対して、児童福祉施設として児童福祉法等を遵守するため、今後の体制について、以下のことを求める。</p> <p>(1) 施設管理会社及び施設は、人権に特化した研修を行い、安心安全に過ごせる環境の醸成につとめること。</p> <p>(2) 児童福祉施設においてなんらかの問題が発生した場合、必要に応じて、児童福祉施設は、目黒区に迅速に報告し指示を仰ぎ、その指導に従うこと。</p> <p>(3) 児童福祉施設は倫理マニュアル、建築物破損を含めた危機マニュアルの作成をすること。</p> <p>5 子どもの権利擁護委員は、目黒区に対しては以下のことを求める。</p> <p>(1) 目黒区は、区が補助している施設に対して必要な助言指導を迅速に行</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| | <p>い、応じない場合の対応策についての要綱を作成すること。</p> <p>(2) 目黒区は子ども条例に基づく、関係者に対する定期的な人権研修の実施をすること。</p> <p>(3) 目黒区は本件を契機に、思春期以降の子どもの居場所を増やして欲しいという保護者からの要望を政策に反映すること。</p> |
| <p>権利擁護委員から調査結果報告書発信後の経過</p> | <p>施設管理会社から「報告書」が提出される。</p> <p>施設管理会社から権利擁護委員の意見に対する意見・回答は次のとおり。</p> <p>1 条例上の対処2に対し、「抽象的なことしか書かれておらず、むしろ貴委員会の事実認定に誤りが散見される上、独自の意見にすぎず、当社（以下、施設管理会社の意）として不適切なものであると考えていません。当社は、事実認定や意見に明らかに誤りがあるため不服申立ての手續に関し、貴委員会の報告書の内容を既にご覧になっている目黒区の方に問い合わせたところ、目黒区が、「今回、御社に依頼した改善報告につきましては、権利擁護委員からの調査結果をもとに区として要請をしたものですが、法的な強制力は無く、公権力の行使には当たらないことから、行政処分に対する不服申立ての対象とはならないということを確認しています。」と書かれたメールを送信してきていて、何らかの強制力をもった行政処分ですらない旨を伺いました。貴委員会におかれて、当社対応が不適切でありその見解を維持し、何らかの強制力を働かせたいのであれば、強制力を働かせることができる処分をして、中立・公正な裁判官が判断することができるような裁判手續で、相互に争えるようにする手續を進めるべきだと考えます」。</p> <p>2 条例上の対処3に対し、「本件は、児童福祉施設の器物を破損した子ども及び親が当社に対して謝罪すらせず、中立的な立場にある警察すら、子ども及び親の対応を問題視している事案であります」「そして、当社は、器物を破損した子ども及び親側に対して謝罪を求められています。当社としては、子どもに対しても保護者に対しても必要と考える説明を既に尽くしているため、貴委員会がお求めになられている謝罪について理由がないというのが当社の意見です」。</p> <p>3 条例上の対処4に対し、「上記4（1）及び（2）は本件と関連性がなく、また、本件に関わらず対応するものであると考えています（ただし、（2）は、目黒区の指導の内容が合理的な場合に限ります。）、当社はこれまでそのように対応してきましたし、今後もそのように対応する予定です」。</p> <p>4 「貴委員会の報告書を拝見しても、是正すべき具体的な内容が全く書かれていません。感想文めいた抽象論を振りかざすのではなく、各法令から当社が具体的にどのような義務があることが導かれるのか、どのような義務に違反するのか、どのような是正が必要なのかを明確にしてください」。</p> <p>目黒区から「報告書」が提出される。</p> <p>目黒区から権利擁護委員の意見に対する意見・回答は次のとおり。</p> <p>1 条例上の対処5（1）に対し、「日常における施設破損、保護者からの苦情、怪我等が生じた場合は、速やかに所管課担当まで報告することを再度徹底し、必要に応じて適切な指導助言に努めていきます。当該施設に関する要綱に従い対応してまいります」。</p> <p>2 条例上の対処5（2）に対し、「現在、公民合同児童福祉施設施設長会等を定期的開催し、情報共有、実践交流などを行い、折に触れて人権に関する議題を取り上げ、子どもの人権尊重に対する意識醸成に努めています。今後も定例の会議等を通じて、子どもの人権に対する意識をさらに高めていく</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| | <p>とともに、児童福祉施設等研修計画検討委員会とも連携し、人権に関する研修の定期的開催に努めてまいります」。</p> <p>3 条例上の対処5（3）に対し、「児童福祉施設においては、思春期以降の子どもたちにとって魅力のある活動を展開し、特に中高生対応児童福祉施設は、施設条件を生かした居場所となるよう努めてまいります。また、昨今の子どもたちを取り巻く社会状況の変化を踏まえ、区としては、子どもたち、特に生きづらさを抱える若者の居場所の確保が特に重要と認識しているところです。そうした視点で、今回の要望の趣旨も踏まえながら、若者の居場所づくりに向けて検討を進めていきます」。</p> |
| <p>調査調整結果のまとめ (結論)</p> | <p>権利擁護委員はこの度の申立て事案について、民法における不法行為があったと認めているのではなく、児童福祉法や目黒区子ども条例に基づき、子どもの権利が尊重されたか、安全が守られ、健全な成長を育む環境が保証されたかという視点から事案について調査を行ったものである。</p> <p>施設管理会社からの回答書は、保護者謝罪がないと主張し、会社として正当な問題解決を図ろうとしたという、正当性の主張を繰り返している。権利擁護委員からの「子どもと保護者の言い分に耳を傾け、配慮すべきであるという指摘」を理解しようとする姿勢がみられなかった。</p> <p>本件事案のような問題の解決においては、刑事手続きや民事手続き等の司法の場ですすめるという考え方を採るのではなく、地域の児童福祉の担い手としての専門家として、住民からの信頼をも得られるような道徳的、倫理的、福祉的な姿勢をもって欲しいと求めるものである。</p> <p>権利擁護委員としては、今後も、子どもの人権を一番に考えるように、目黒区の児童の育成に関わる個人や団体に働きかけ、また、目黒区に対してはそれを指導するように働きかけるなど、尽力することを決意した次第である。</p> |

(9) 相談事例

相談事例は子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」にあった相談内容をプライバシー保護のため、複数の事例から構成し、内容を一部変更しています。

①小学3年生男子児童Aさん 同級生に関する相談

「クラスに好きな子がいる。その子とどう話をすればいい？雑誌とかに出ていて、クラスでもすごく人気がある。」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

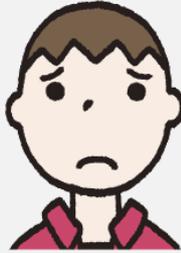
小学3年生男子児童Aさんからの好きな女の子に関する相談電話でした。恋愛対象の児童（以下、Z）は雑誌に出たり、舞台に出たりする仕事をしている女子児童とのことでした。

AさんはZさんに対しどういうふうに話しかけたらいいのかを悩んでいました。相談開始直後のAさんにはやや緊張も見受けられました。相談員はAさんと話をしながら、学校での様子を確認しつつ、どんな会話をしたらAさんもZさんもお互い楽しい気持ちになるかを考えました。以降、Aさんは気になることを思いつくままに語りながら、Zさんが気に入る髪型を知りたいという話になりました。Aさんは髪型に関するこだわりがあるように見受けられました。相談員からAさんに「Zさんがどんな髪型が好きなかが気になるんだね。でも、あなたが好きな髪形でいいんじゃない。あなたが一番自信のある髪型でいればいいと思うよ」と伝えるところ、Aさんは少し考えている様子で黙ってしまいました。その後、Aさんはどんな洋服が好きで、どういうコーディネートが気に入っているのかを勢いよく話し出しました。相談員からAさんに「あなたが好きなお洋服を着ればいいんだよ」と言葉をかけたところ、Aさんは元気に「うん」と答え、Zさんのことについていろいろと話をしてくれました。Aさんは相談員と語りながら、Zさんの嗜好に無理に合わせてなくてもいいということに気がついたようでした。

電話相談を通して、Aさんの一番の主訴であった恋愛相談に関する回答を導き出すことはできませんでした。しかし、AさんはZさんとの関わりにおいて、自分らしさを失わずに関わればよいことに気づけたようでした。後日、Aさんから再度入電があり、Aさんが考える恋愛基準についても相談員と話し合いました。

②中学 1 年生男子生徒 B さん 同級生に関する相談

「小学生の時からのお友だちに、もう連絡をしないでと言われた。仲直りがしたい。お友だちの家に訪ねて行ってみたいけど、大事になってしまうと困るので何もできないでいる。仲直りの方法を教えて欲しい」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

中学 1 年生男子生徒 B さんからの同級生男子（以下、Y）に関する相談電話でした。B さんは小学生時に仲が良かった Y さんと、中学入学を期に疎遠となっているようでした。子ども間で何らかのトラブルがあったようですが、B さんは具体的なトラブルエピソードについては語ろうとはしませんでした。B さんと Y さんは在籍する中学校が違っても、家が近いこともあり、以前のようにお互いの家を行き来して、一緒に遊びたいということ話をしてくれました。Y さん自身が B さんとの縁を切ることを希望していることから、B さんから接触することは難しいようでした。また、B さんの保護者は Y さんとのお付き合いについて、「いい加減、諦めなさい」「もう、過ぎたことでしょう」といったアドバイスを B さんにされているようでした。

相談員は B さんに対し、Y さんに関われないつらい気持ちは理解できること、どうしたら B さんの気持ちが楽になるかを一緒に考えたいことを提案しました。B さんと相談員で、Y さんのどういうところに惹かれるのか、どういうことで気が合うのかについて話し合いました。そんな語りの中で、B さんは Y さんが唯一の友達であったということを語ってくれました。また、B さんは小学校時からスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けているが、スクールカウンセラーを高圧的に感じたこと、話をするのが面倒ではないが大変であるといったことも話してくれました。B さんは繰り返し、Y さんに会いたいこと、直接 Y さんの家に行くと言ったことが語られました。相談員は B さんの気持ちを抱えつつ、今は B さんが Y さんに会ったり、Y さん宅に行ったりする時期ではないこと、Y さんに対する想いを一緒に考えながら整理していくことを提案しました。B さんは納得したわけではありませんが、今後もまた相談をしていくこととし、切電しました。

B さんは子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に連絡を入れることで、

Yさんとの関係改善をしてくれるものだと思っていたようでした。Bさんは子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」が発行している中学生向けチラシをみながら、相談をしてきているようでもありました。相談員から Bさんに対し、縁を切りたいと思っている相手がいきなり家に訪問をしてきたらどう感じるか、今は Yさんとの関係において適度な距離感を保つ時期にあること等を繰り返し説明しました。相談員としては Bさん、Yさんの関係性やトラブル内容がわからないため、1回だけの相談では答えに辿り着けないと考え、再相談をすすめました。

相談員は Bさんとの相談後、権利擁護委員との SVを通して、Bさんとの関わり方について協議し、再相談に備えました。

③小学6年生男子児童 Cさん父親 学校対応に関する相談

「6年生の男の子だが、クラス内で無視されている。「死ね」等の悪口が子どものコミュニケーションになっている。子どもは一時期不登校になりかけた。学校から帰ってくると、子どもの状態が不安定になっている。自傷行為のような真似をすることがある。妻は子どもの状態をみて「うつ病になっていないか」と心配している。どうしたらいいですか？



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

小学6年生男子児童 Cさん父親からのいじめ、Cさんの抑うつ状態に関する相談電話でした。

Cさんのクラスはやや落ち着かないクラスで、「バカ」「死ね」と言った言葉が日常的に児童間で発せられているようでした。また、Cさんはクラス内で問題行動がある児童につきまとわれている状態でもあるようでした。真面目な Cさんは暴言が飛び交うクラスでも、他児の同調圧力に屈することなく暴言を発するようなことはありませんでした。次第に、Cさんはクラス内で排除されるようになりました。その時期と並行して、Cさんは家庭内で荒れるようになったとのこと。突然、大泣きをしたり、鋭利な物を振り回したりして自殺念慮のようなことを言うようになりました。その間、担任はクラスで問題行動がある児童の対応に追われ、Cさんの様子の変化には気づきつつも、ケアをすることはできない状態でした。Cさんのご両親は Cさんの状況に悩まれ、父親が仕事を休んで、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に相談を入れてくれました。母親はスクールカウンセラーとつながっており、

本児クラスの授業観察をしてもらっているようでした。父親母親とも、スクールカウンセラーのことは信頼されているようでした。しかしながら、具体的な改善に向けた介入にはつながっていませんでした。

相談員から父親に、次のようなアドバイスをしました。具体的には①「スクールカウンセラーともう少し問題解決に向けて話し合ってみる事」、②「スクールカウンセラーが本児面談を継続的に実施すること。その上で、必要に応じて医療機関等との連携をスクールカウンセラーに検討してもらうこと」、③「本児の学校での過ごし方については本児の意向に沿った形でスクールカウンセラーと相談をすること」、④「スクールカウンセラーを通して、クラス状況、担任対応について学校管理職と相談をすること」、⑤「Cさんの年齢での対人関係課題」等を相談員が説明をしました。

父親は相談員との話を通して、学校との今後のやりとりについて見通しが立てられたようでした。父親は学校管理職との話合にやや抵抗を示されていました。しかし、父親はスクールカウンセラーとしっかり話ができていることもあり、スクールカウンセラーを通して、学校管理職と具体的な学校対応に関する話をすすめていくことができました。

父親母親とも、まずはCさんの困り具合を誰かに受け止めて欲しいという感じが見受けられました。相談員は父親母親の家庭における悩み事を整理しつつ、学校との話し合いのすすめかたについてアドバイスしました。また、どうしても学校との話し合いがうまくいかないときには、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」が学校との調整に入れるということも伝えました。



④小学4年生女児Dさん母親 いじめに関する相談

「小学4年生女の子でバレエを習っている。バレエを習っている子は同じクラスにも、学校内の別の学年にもいる。また、学童にも通っている。子ども周りにいる友達もバレエも、学校も、学童も同じ。その友達から陰湿ないじめを受けている。どうしたらいじめをなくすことができるかアドバイスが欲しい」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

小学4年生Dさん母親からの、いじめに関する委員面談でした。

Dさんはバレエが好きで、熱心にバレエ教室に通われているとのことでした。バレエ教室はダンサーごとのヒエラルキーがあり、子どもと言えども上下関係は厳しく、Dさんは年長者や同級生から叱責されることもあったそうです。そんな中、Dさんはバレエに関するささいなことで学校、バレエ教室、学童で言葉によるいじめを受けるようになりました。Dさん自身は言葉によるいじめを、子ども間のコミュニケーションの一つとして捉えており、我慢していました。そんなDさんの姿をみていた母親がたまりかねて、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に相談をされました。

Dさんの母親の話によると、バレエ教室の講師や、担任、学童の職員はDさんへの言葉によるいじめの事実を知っていました。しかし、いじめをやめるようにとの介入はなされていませんでした。母親はそういう状況を受けて、いじめをしている子どもの保護者に対しいじめの現状を伝えることを希望されました。母親は委員との面談を重ね、保護者にどのようにいじめの事実を伝えていくのかを話し合いました。話し合いをする上で生じるリスク、混乱を確認した上で、委員から母親に具体的な話し合い方法についてアドバイスをしました。

その後、母親は保護者を含めたバレエ教室の講師や学校関係者（以下、関係者）との話し合いの場を持たれました。関係者間でいじめ行為に関する共通認識が持たれ、関係者でいじめと向き合っていくこととなりました。現在、Dさんに対するいじめは減り、Dさんは関係者に見守られながら、バレエ教室に通い続けています。

関係者間でいじめの事実を共有することは、とても難しいことです。いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題になります。本件は「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す事例になりました。

(10) 啓発活動

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を紹介するポスターとチラシ、カードを保育園・幼稚園・こども園の保護者、小学生・中学生・高校生、関係機関等に配布しました。また、相談日周知のため、毎月「月の予定表」を区立小・中学校と各住区センター、児童館、図書館、学童保育クラブ等他施設へ配布し、ホームページからも情報を発信していきました。

加えて、公立中学校に通学する生徒全員に対し、「めぐろ はあと ねっと通信」をチラシとして配布しました。また、民生児童委員協議会にてチラシを配布しました。さらに、区立小新2年生児童に定規を配布しました。

| 時期 | 啓発内容 | 時期 | 啓発内容 |
|----|---|-----|---|
| 4月 | 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館) 中学生チラシ1回目配布 | 10月 | 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) チラシ・カード・ポスター配布(区内小・中学校) 乳幼児対象イベントにてチラシ配布 |
| 5月 | 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館) | 11月 | 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 子ども条例啓発カレンダー展示でのチラシ・カード配布(目黒区総合庁舎) 中学生チラシ2回目配布 |
| 6月 | 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 中2チラシ1回目配布 | 12月 | 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) |
| 7月 | 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) チラシ・カード・ポスター配布(区内小・中学校、児童館、学童保育クラブ、保育園、住区センター等) | 1月 | 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) |
| 8月 | 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) ポスター配布(住区センター) | 2月 | 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 民生児童委員協議会にてチラシ配布 チラシ・カード・ポスター配布(品川児童相談所、東京都教育センター他) |
| 9月 | 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) | 3月 | 月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 定規配布(区立小 新2年生児童宛) 中学生チラシ3回目配布 公立小・中学校擁護教諭及びスクールカウンセラーに事例集配布 |

月の予定表 ポスター

子ども相談室 めぐる はあと ねっと

フリーダイヤル 0120-324-810

「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」そんな時には電話をしてみてください。相談員があなたの話を聴きます。名前を名乗らなくてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。ここでの話は誰にも言わないよ!!

相談日は(水)～(土) 10時から17時です!!

10月の相談日のお知らせ

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |

大人の方
「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」そんな時には、電話をしてみてください。相談員があなたの話を聴きます。名前を名乗らなくてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。ここでの話は誰にも言わないよ!!

● 相談日は(水)～(土) 10時から17時です!!

● 相談員は、弁護士と公認心理師の2名がいます。委員との相談は事前予約が必要です。お電話でご予約ください。

● 子どものみならず、保護者の方にも対応しております。お気軽にご相談ください。

● 相談員は、弁護士と公認心理師の2名がいます。委員との相談は事前予約が必要です。お電話でご予約ください。

● 子どものみならず、保護者の方にも対応しております。お気軽にご相談ください。

「めぐる はあと ねっと」のこまごま不明な場合は目黒区子育て支援課利用支援係(電話5722-9596)にご連絡ください。

子ども相談室 めぐる はあと ねっと

フリーダイヤル 0120-324-810

「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」そんな時には電話をしてみてください。相談員があなたの話を聴きます。名前を名乗らなくてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。ここでの話は誰にも言わないよ!!

相談日は(水)～(土) 10時から17時です!!

5月の相談日のお知らせ

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |

大人の方
「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」そんな時には、電話をしてみてください。相談員があなたの話を聴きます。名前を名乗らなくてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。ここでの話は誰にも言わないよ!!

● 相談日は(水)～(土) 10時から17時です!!

● 相談員は、弁護士と公認心理師の2名がいます。委員との相談は事前予約が必要です。お電話でご予約ください。

● 子どものみならず、保護者の方にも対応しております。お気軽にご相談ください。

「めぐる はあと ねっと」のこまごま不明な場合は目黒区子育て支援課利用支援係(電話5722-9596)にご連絡ください。

月の予定表 チラシ

子ども相談室 めぐる はあと ねっと

5月の相談日のお知らせ

フリーダイヤル 0120-324-810

相談日 (水)～(土) 10時～17時

子どものみんなへ
「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」そんな時には電話をしてみてください。相談員があなたの話を聴きます。名前を名乗らなくてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。ここでの話は誰にも言わないよ!!

大人の方へ
「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」そんな時には、電話をしてみてください。相談員があなたの話を聴きます。名前を名乗らなくてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。ここでの話は誰にも言わないよ!!

● 相談日は(水)～(土) 10時から17時です!!

● 相談員は、弁護士と公認心理師の2名がいます。委員との相談は事前予約が必要です。お電話でご予約ください。

● 子どものみならず、保護者の方にも対応しております。お気軽にご相談ください。

「めぐる はあと ねっと」のこまごま不明な場合は目黒区子育て支援課利用支援係(電話5722-9596)にご連絡ください。

子ども相談室 めぐる はあと ねっと

10月の相談日のお知らせ

フリーダイヤル 0120-324-810

相談日 (水)～(土) 10時～17時

子どものみんなへ
「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」そんな時には電話をしてみてください。相談員があなたの話を聴きます。名前を名乗らなくてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。ここでの話は誰にも言わないよ!!

大人の方へ
「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」そんな時には、電話をしてみてください。相談員があなたの話を聴きます。名前を名乗らなくてもいいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。ここでの話は誰にも言わないよ!!

● 相談日は(水)～(土) 10時から17時です!!

● 相談員は、弁護士と公認心理師の2名がいます。委員との相談は事前予約が必要です。お電話でご予約ください。

● 子どものみならず、保護者の方にも対応しております。お気軽にご相談ください。

「めぐる はあと ねっと」のこまごま不明な場合は目黒区子育て支援課利用支援係(電話5722-9596)にご連絡ください。

毎月、月の予定表を区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童、関係機関にポスター500部、チラシ1300部配布しています。

～子ども相談室～

めぐろ はあと ねっと 通信

令和6年3月発行
第5号

発行：目黒区子育て支援課利用者支援係



皆さん、こんにちは！子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」です。
またみんなに会えてうれしいよ！
自分のスマホを持っている人って多いのかな～？
今回の4コマ漫画は「スマホの悩み」についてだよ。

スマホの使い方についての悩みは数多くあるよね。
1日の使用時間や、アプリの制限などいろいろ...
お家の人と使用の決まりを作っている人もいるかもしれないね。

でも、スマホって楽しいことがたくさんあって、使わない！って自分で決めるのは難しいよね。
このチラシを見ている人の中でスマホが気になってしまったり、
勉強が思うようにできない、寝るのが遅くなってしまったりして悩んでいる人はいない？
子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、あなたと一緒にスマホの使い方について考えることができるよ。
いつでも待っているよ！

こたえ：安心【あんじん】

QRコードを覚えてみてね！
答えはチラシのどこかに...！

- 9 目黒のさんま祭りでの配布される秋刀魚の産地は？○○○○
- 10 徳川家康に仕えた徳川四天王の最年少は？ ○○歳
- 11 業主に住える人は？
- 12 当子橋北上部にある温泉は？ ○○○温泉
- 13 保とぎすの別名は？(ヒント)！有名な人がペンネームに使ったよ！)
- 14 藤原などの元号とする会暦は？(例:○○○会暦)
- 15 電話に出ると何も言わずに黙ってたり、出るとすぐに切れたりしてしまうことは？ ○○○電話
- 16 東京 23 区の中で 16 番目に広い区は？

②一緒に考えよう
相談員がじっくりと話を聞きます。
あなたにとって、何が一番いいのを考えてみます。

④解決
あなたのモチベーションが
高揚できるよ！

「めぐろ はあと ねっと」を使ってください。

「たかな？」
「だって生活のリズムが崩れて、勉強するのがやまってしまうことありませんか？」
「その相談を待っています。」

服や外食を除く飲食料品の消費税が8%となる仕組みは？
○○○税率
F学校や高校に通う子どもは？
F学区北東部の旧地名は？
Fの社会や美術などを支配・統率する人は？(例:徳の○○)
E橋を築橋にすると？
B橋が築だけであることは？ ○○○○橋
Fの授業の量減から「海のミルク」と呼ばれる2枚目は？
F優良な人や優良な行いを奨励して、悪者や悪い行いを懲らしめることは？
F罰金○○

～子ども相談室～「めぐろ はあと ねっと」
無料で相談ができます

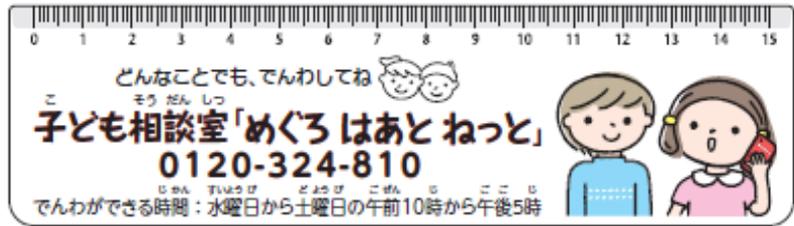
相談時間 水曜日～土曜日 午前10時～午後5時
※曜日関係職員は、弁護士と公認心理師の2名がいます。
委員との相談をご希望の場合は、事前に申込みをお願いします。

★名前や学校名を書かなくても大丈夫です。
★匿名で相談ができます。

電話番号 みつめようあなたの は あ と
0120-324-810 「めぐろ はあと ねっと通信」のお問い合わせ
電話 03-5122-9596

「めぐろ はあと ねっと」をもっと詳しく知りたい人は
二次元コードから！

区立中学校生徒全員に、3回チラシを配布しています。



定規

定規は区立小 2 年生に全員配布しています。

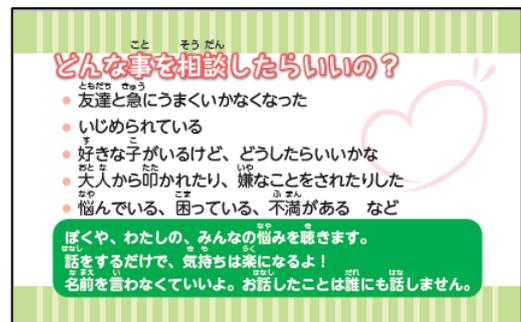
子ども相談室「めぐろ はあと ネット」ポスター



カード (表)



カード (裏)



カードは区立小 3 年生以上中学 3 年生までの児童・生徒全員に配布しています。

ポスター・チラシは、区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童、関係機関に配布しています。

チラシ

子ども相談室 「めぐろ はあと ねっと」 とは？



- 目黒区では、平成 17 年 12 月に子どもたちが元気にいせいきと過ごすことのできるまちを目指し「目黒区子ども条例」を制定しました。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」は、この条例にある「子どもの権利擁護委員制度」のもと、子どもたちを権利侵害から守るために設置されています。
- 子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、区内の子ども専門相談機関として子どものことに関心ある相談員が電話相談や来所相談で話を聴かせていただきます。また、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」には権利擁護委員もおります。権利擁護委員は子どもの人権に詳しい法律の専門家と、子どもの心理に詳しい専門家の2名からなります。相談員との電話相談や来所相談で問題が解決しない場合や、権利擁護委員との面談を希望される場合には、権利擁護委員と面談での相談ができます。
- 子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもの権利侵害について、子ども自身および保護者などの関係者からの相談や救済の申立てを受け、適切かつ迅速に解決していくことができるようにつとめています。
- ご相談内容によっては適切な機関を紹介させていただく場合もあります。「どこに相談すればいいかわからない」等の困りの声は迷わずにご相談ください。

子ども相談室 めぐろ はあと ねっと

ぼくや、わたしの、みんなの悩みを聴きます。話をするだけで、気持ちはずるるになるよ！



相談時間 水曜日から土曜日の
午前10時から午後5時

電話番号 0120-324-810

無料でお話ができるよ。名前を書かなくてもいいよ。
平日から18時まで。

どんな事を相談したらいいの？

ぼくが、わたしが...

- 嫌なことをされた
- 何だかさみしい学校に行きたくない
- イライラする

保護者や子どもとかわりのある方が...

- 子どもが学校に行きたがらない
- 子どもがいじめられているようだ。
- 学校の先生が子どものことをわかってくれない
- 知り合いの子どもが最近うまくいっていないようだ。どうしたらいい？

どうやって連絡をするの？

まずは、0120-324-810 に電話をかけてください

家の電話や携帯電話からもかけられます。お金はかかりません。

あなたが困っている、悩んでいることを相談員に話してください

名前を書かなくてもいいです。お話ししたことは誰にも話しません。相談員が話を聴いて、あなたと一緒に考えます。

電話で解決しない時は、面談での相談もできます

あなたが、解決のためにもっと行動を起こしたいという時には、申立てをすることができます。必要に応じて子どもの権利擁護委員が事実を確認し、事実によっては意見表明や改善勧告がなされます。

一人で悩まないで！
子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に連絡してね。

相談時間 水曜日から土曜日の
午前10時から午後5時

電話番号 0120-324-810

区立小 1 年生児童には「めぐろ子育てホッとブック」にて、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」の紹介をしています。

参考資料

目黒区子どもの権利擁護専門相談事業実施要綱

制定 令和6年4月1日付け目子字第5665号決定

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区子ども条例（平成17年12月目黒区条例第63号。以下「条例」という。）第17条から19条の規定に基づき、子どもの権利擁護委員の仕事及び相談支援（以下「子どもの権利擁護専門相談事業」という。）の実施に関する基本的事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「相談対象者」とは、子ども及びその関係者をいう。

2 この要綱で「子ども」とは、条例第2条第1項に規定する子どもをいい、次に定めるものとする。

- (1) 区内に住所を有する子ども
- (2) 区内にある事業所で働いている子ども
- (3) 区内にある学校、児童福祉施設等に、通学、通所や入所している子ども
(事業内容)

第3条 子どもの権利擁護専門相談事業は、次に掲げる内容を行うものとする。

- (1) 子どもからの直接の相談、区民からの通報又は関係相談機関等からの対応の依頼を受けて、権利侵害の回復のために具体的に対応すること。
- (2) 子どもの権利擁護についての助言や支援等を行うこと。
- (3) 権利侵害を受けている子どもについて、申立てを受け付け、事実の確認や関係者間の調整を行うこと。
- (4) 前号の結果、その必要性に応じ、意見の表明又は改善の調整等を行うこと。
- (5) 子どもの権利擁護に関して、子どもをはじめとする区民等への広報活動に関すること。
- (6) その他子どもの権利擁護に関すること。

(実施体制)

第4条 子どもの権利擁護専門相談事業を円滑に実施するため、専門相談員を設置する。

2 専門相談員の職務等については、「目黒区子どもの権利擁護専門相談事業専門相談員設置要領」（令和6年4月1日付け目子字第5715号）による。

(めぐろ はあと ねっとの設置等)

第5条 子どもの権利擁護専門相談事業の実施に当たり、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を設置する。

2 めぐろ はあと ねっとは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 委員及び専門相談員の仕事の補助に関すること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。
- (3) 子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。
- (4) 子どもの権利の啓発に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事務
(めぐろ はあと ネットの利用日及び利用時間)

第6条 めぐろ はあと ネットの利用日及び利用時間は次のとおりとする。ただし、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日まで並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。

| 利用日 | 利用時間 |
|-----------------|---------------|
| 水曜日、木曜日、金曜日、土曜日 | 午前10時から午後5時まで |

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めたときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

(委員の相談日及び相談時間)

第7条 委員の相談日は、前条の利用日のうち、1月に4回とし、相談時間は、午前10時から午後5時までの間の任意の3時間とする。

2 委員及び専門相談員が調査や調整（以下「調査等」という）を行うに当たり必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、必要な日時に調査等を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、申立て等がない場合は、委員の相談日及び相談時間を変更することができる。

(救済の申立)

第8条 相談対象者が条例第18条の規定に基づく申立てをしようとする場合は、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立書（別記第1号様式。以下「申立書」という。）を委員（専門相談員を経由する場合を含む）に提出するものとする。ただし、申立書を提出することができないと認められる場合は、この限りではない。

(申立事項の審査等)

第9条 委員は、前条の申立てがあった場合には、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立受付処理台帳（別記第2号様式。以下「台帳」という。）に申立ての受付処理の状況を記録する。

2 委員は、申立て内容について必要な審査を行い、当該申立てが条例第18条各号のいずれかに該当すると認められる場合には、速やかに、目黒区子どもの権利擁護委員制度調査等を行わない旨の通知書（別記第3号様式）を送付し、申立て者に調査等を行わない旨を通知する。

(申立事項の調査)

第10条 委員は、前条第2項の審査の結果、当該申立てが条例第18条本文に該当すると認められる場合には、当該申立ての相手方となる関係機関、関

係者等に対して、目黒区子どもの権利擁護委員調査等実施通知書（別記第4号様式）により、調査等を実施することを通知した上で、必要な調査等を行う。

2 委員は、前項の調査等の処理経過を書面により記録し、これを台帳に添付して保管する。

（合議）

第11条 委員は、条例第19条第1号ただし書の規定に基づき合議による決定を行う場合又はその他調査等を行うため合議による決定を行う場合には、目黒区子どもの権利擁護委員合議書（別記第5号様式）を作成し、これを保管する。

（申立事項の処理）

第12条 委員は、第10条第1項の調査等の結果、必要があると認めるときは、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立事項に関する調査結果について（別記第6号様式）又は口頭により、調査等の結果について関係機関、関係者等への必要な助言、支援、意見の表明、改善の要請その他の処理を行う。

2 区長は、条例第20条の規定に基づき報告を求められたときは、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。

3 委員は、条例第20条の規定に基づき、同条第2項の要請をしたときは、区の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。

4 前項の報告を求められた区の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を付して報告するよう努めなければならない。

5 委員は、当該申立てに対する調査等が終了した場合には、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立調整結果通知書（別記第7号様式）により、申立事項の調査の結果等を、速やかに申立者に通知する。

6 委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための意見の表明又は改善要請をした後も、必要に応じて、関係機関等と協力しながら、その子どもの見守り等の支援をすることができる。

（年次報告及び公表）

第13条 委員は、申立件数、処理件数、処理結果の主な内容その他の毎年度の事業の運営状況を、申立者が特定されないよう必要な配慮をして、書面により区長に報告を行う。

2 前項の運営状況は、区が発行する広報紙への掲載その他の方法により公表を行うものとする。

（子どもの権利擁護委員証）

第14条 委員は、その職務を行う場合においては、子どもの権利擁護委員証（別

記第8号様式)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(関係者会議)

第15条 関係者会議は、委員の合議に基づき、必要に応じて関係者を招集し、開催する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、子どもの権利擁護専門相談事業の実施に必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



5 あとがき

令和5年度は申立てを希望される案件が4件ありました（※1）。申立て希望が増えているのは一時的なものなのか、コロナ禍以降の影響なのかはわかりませんが、いずれのご相談も、子どもを取り巻く関係者の調整を必要とするものでした。特に、関係者間での行き違いや説明不足を起因とするものが多く、解決策をみつけられずに、関係者間で押し問答になっているようでした。また、トラブルに巻き込まれた相談者は気持ちだけが先走り、相手と議論がかみ合わなくなっていることも見受けられました。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」としては、第一に申立てを希望される方には相談者のお困りの気持ちを受け止めて、第二に事実関係の整理をしていきます。第三にそれが子どもに関わる問題なのか、家庭内の問題なのか、学校教育機関としての問題なのかといった問題の交通整理をします。その整理過程の途中で、混乱をしている相談者の方は、双方の思い込みもあって一方的に相手を責めたり、また相手から責められたりすることもありました。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では子どもや相談者の気持ちが揺さぶられている最中においても、問題を整理することで子どもにとって最適な選択ができるよう、粛々と問題解決につとめています。

子どもの権利擁護委員制度における申立てとは、主に委員による当事者間の調整になります。話し合いでの解決をすすめています。委員による子どもの人権救済は子ども条例を根拠とする制度であり、強制力がありません。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」で、一番大切にしていることはトラブルになった相手とも、誠実に丁寧に話し合いを重ねることとしています。

「問題を抱えているが申立てなんて裁判みたいなことはできない」「子どもが傷ついていてこのままでは納得できない」「とにかく相手に謝ってもらいたい」等悩まれている方は、まずは、ご連絡いただきたいと思います。専門相談員がお話をお聴きし、今後どのようにすすめていけばいいのかを一緒に考えていきます。また、委員との面談でより専門的なアドバイスをさせていただくことも可能です。申立てにしなくても、話し合いにより、問題解決に至った事案は複数あります。現実に申立てにはメリットとデメリットがあります。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」としては、相談者に申立てによるメリット、デメリットを理解していただけるよう、丁寧な説明をするようにしています。

子どもの権利擁護委員制度は行政からは独立した中立的立場にある相談機関であり、目黒区内にある各種一般相談とは異なります。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」はトラブルになっている双方のどちらの味方をするという事もありません。問題について、あくまで、子ども視点で対応をすることで、子どもたちが皆それぞれ健全に養育されるようつとめています。

何はともあれ、お困りごとや悩みごとがある場合には子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」のフリーダイヤルにお電話いただき、悩まれている状態から一歩進んでいただきたいと思います（※2）。

今後も、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、あらゆるご相談を受け止め、相談者の方に寄り添えるような支援をしていけるよう、尽力してまいりたいと思います。



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」
専門相談員 皆藤真理子

- ※1 委員によるアドバイスや継続したフォローにより、相談者である保護者は関係者との調整がはかれ、申立てには至りませんでした。
- ※2 相談内容により、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」で対応が難しいものは、適切な機関を紹介させていただく場合もあります。ご相談を棚上げすることはありませんので、安心してご相談をいただければと思います。